

令和6年度 第13回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和6年10月31日（木） 午前10時から10時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| | 委員 | 細田耕治 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 山本雅美 | 次長兼給与課長 | 灘尾幸三 | |
| | 任用課長 | 尾田聡子 | 係長 | 浅田瑞生 | |
| | 係長 | 山口玲夏 | 係長 | 河崎卓哉 | |
| | 主事 | 小谷健太 | 主事 | 蓮佛藍子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和7年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について

議案第2号 勤務条件に関する措置要求について

議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（保育士）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第3号は公開、議案第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験（令和7年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

勤務条件に関する措置要求について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

選考により採用する職（保育士）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

- (1) 申請のあった職 保育士
- (2) 採用予定者数 2名程度
- (3) 採用予定日 令和7年4月1日

(ただし、採用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。)

(4) 申請理由

保育士については、競争試験(短大卒業程度)を実施した結果、3名の採用予定者数に対し採用候補者数が1名となり、2名の欠員が生じる状況にある。

については、選考による柔軟な採用を行い、速やかに採用候補者を確保するもの。

2 配属先及び職務内容

(1) 配属先 喜多原学園、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等

(2) 職務内容 児童発達支援センター、障害児入所施設、児童自立支援施設等における児童の保育や保護者に対する保育に関する指導等

3 能力実証の方法

知事部局において選考を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

平成元年4月2日以降に生まれた人(35歳以下)

イ 資格・免許

児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人又は令和7年5月31日までにこの登録を受ける見込みの人

(2) 選定方法

- ・基礎能力試験(SPI3)
- ・専門試験(専門的知識についての筆記試験。多肢選択式30問。)
- ・作文試験(公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験)
- ・適性検査(職務遂行に関する適性についての検査)
- ・人物試験(個別面接による人物、専門知識についての口述試験)

(3) 試験実施スケジュール(予定)

11月1日(金)	募集開始
12月2日(月)	募集締切
12月8日(日)	試験日
12月下旬	合格発表

4 募集方法

県ホームページでの情報掲載、各関係機関や鳥取県保育士・保育所支援センター等への情報提供等

5 人事委員会の判断

当該職については、「競争試験によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」として整理されているところ、来年度以降の安定的な業務の遂行のために、選考試験での実施の判断もやむを得ないものとする。また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員：応募の見込みはあるか。

事務局：昨年度の実績では2名の応募があり、2名とも採用となった。今年度においても任命権者において募集活動を行う予定である。

六 次回人事委員会の開催

令和6年11月8日(金)午前10時00分から開催することとした。